**玉東町内買物券事業取扱事業者募集要項**

**１．趣旨**

**エネルギー・食料品価格の物価高騰の影響を受けている町民の家計負担の軽減と地域における消費を喚起し、地域経済を支援することを目的に、町内買物券事業を実施するため、玉東町内買物券(以下「買物券」という。)を発行することに伴い買物券を使用できる取扱事業者を募集します。**

**２．買物券の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| **名称** | **玉東町内買物券** |
| **発行者** | **玉東町** |
| **発行総額** | **52,000,000円** |
| **発行数** | **5,200冊** |
| **1冊の内容** | **500円券×20枚** |
| **対象者** | **令和7年5月30日時点で玉東町住民基本台帳に記載がある者。**  **令和7年5月31日から令和7年7月31日の期間に玉東町住民基本台帳に記載された転入者及び出生登録された子** |
| **買物券交付期間** | **令和7年6月1日から令和7年7月31日** |
| **買物券使用期間** | **令和7年6月1日から令和7年7月31日** |
| **買物券使用区域** | **玉東町内** |
| **交付の方法** | **令和7年6月1日は町内4か所に交付会場を設ける。**  **令和7年6月2日以降は役場産業振興課窓口で交付する。** |

**３．買物券の取り扱い**

**（1）買物券は取扱事業者での商品の販売やサービスの提供などの取引に係る支払に使用できます。**

**（2）買物券は、転売、譲渡及び指定方法以外での換金を行うことはできません。**

**（3）買物券額面以下の支払に使用する場合であっても、つり銭は支払いません。**

**（4）買物券額面を超える支払に使用する場合は、不足分は現金等で受け取ってください。**

**（5）使用期間を過ぎたものは受け取らないでください。**

**（6）買物券の盗難、紛失、滅失又は偽造・変造・模造に対して、玉東町は責任を負いません。**

**４．買物券の使用対象とならないもの**

**（1）出資や債務の支払い（税金、振込代金、振込手数料、電気・水道料金等）**

**（2）有価証券、金券、商品券（ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等）、旅行券、乗車券切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入**

**（3）現金との換金、金融機関への預け入れ**

**（4）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第4号及び第5号に該当する営業に係る支払い**

**（5）特定政治団体と係るものや公序良俗に反するもの**

**（6）その他玉東町商工会と十分な合意形成の上別に定めるもの**

**５．取扱店の応募資格**

**玉東町内に店舗、事業所等を有する事業者は、買物券を取り扱うことができるものとします。ただし、次の（1）～（6）に該当する事業者や店舗、事務所等は応募できません。**

**（1）前述「４．買物券の使用対象とならないもの」のみを取り扱っている事業者**

**（2）特定の宗教・政治団体に関わる者や公序良俗に反する内容の業務を行う者**

**（3）役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表するものをいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）（以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。**

**（4）暴力団（暴対法第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。**

**（5）役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。**

**（6）その他町長が不適当と認める事業者**

**６．取扱店の責務**

**（1）買物券の取扱店事業者であることが明確になるよう、町が配布するポスターを使用者が分かりやすい場所に掲示してください。**

**（2）使用者が買物券を持参したときは、受け取る前に見本券や偽造防止策により正規のものであるか確認し、偽造された****買物券と判別できる場合は買物券の受取りを拒否するとともに、その事実を速やかに玉東町産業振興課まで報告してください。**

**（3）使用者が買物券での取引を望んだ場合、その受け取りを拒否することはできません。ただし、買物券の破損、汚損が激しい場合は拒否することができます。**

**（4）買物券の交換、譲渡、転売は行わないでください。使用期間内において使用された買物券のみ換金可能です。**

**（5）取扱事業者自らの事業上の取引（商品の仕入れなど）に使用しないでください。**

**（6）使用済買物券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱店の負担とします。**

**（7）取扱店の登録事項に変更があったときは、速やかに届け出てください。**

**７．取扱事業者の登録**

**（1）募集期間 令和7年4月14日(月)から令和7年7月24日(木)まで**

**※令和7年5月16日(金)までに承認した取扱事業者については、交付対象者に周知する取扱店の一覧（チラシ）に店名を掲載します。**

**（2）登録料 不要**

**（3）申込方法　玉東町内買物券取扱事業者登録申請書（様式第1号）を玉東町産業振興課に持参若しくはFAXまたは郵送にて申込ください。**

**ただし、商工会加盟店は商工会への提出も可とします。**

**提出先　玉東町産業振興課**

**〒869-0303　玉東町木葉759 　FAX　0968-85-3166**

**（4）取扱事業者の承認**

**申請書受付後、必要事項を確認し、取扱事業者として承認した場合は、後日玉東町内買物券取扱事業者登録証明書（様式第2号）、ポスター、買物券の見本券を送付します。取扱事業者として承認できない場合は、玉東町内買物券取扱事業者非該当審査報告書（様式第3号）を送付します。**

**（5）登録の取消**

**取扱事業者が本要項に違反すると認められる場合は、登録を取消すとともに、店舗名の公表、換金の拒否等を行う場合があります。**

**８．買物券の換金**

**（1）換金期間 令和7年6月2日(月)から令和7年8月15日(金)のうち**

**平日8：30～17：00まで**

**※換金期間を過ぎた場合は、いかなる理由があっても換金できません。**

**（2）換金手数料・振込手数料 不要**

**（3）換金方法**

**町指定の請求書に必要事項を記載し、換金を希望する買物券を添付し、**

**産業振興課窓口に提出してください。買物券の枚数を産業振興課担当者と取扱事業者の代表者の双方で確認し、請求額を確定させます。**

**（4）注意事項**

**口座振込以外の換金はいたしません。**

**（5）偽造された買物券の取扱い**

**換金の際に、偽造された買物券と判別できる場合は受取りを拒否するとともに、その枚数分の換金はいたしません。**

**（6）換金日程**

**月曜から水曜までに請求のあったものは翌週の水曜日に振込みます。**

**木曜及び金曜に請求のあったものは翌々週の水曜日に振込みます。**

**９．取扱店の広報**

**※取扱事業者のお申込み時の情報がそのまま掲載されますので、誤記等のないようお気をつけください。**

**（１）取扱店一覧（チラシ）**

**令和7年5月16日(金)までに承認した取扱事業者については、対象者に周知する取扱店一覧に店名を掲載します。また、事業者独自で買物券使用の特典を実施する場合は、その旨を強調して掲載します。**

**（２）ウェブサイト**

**玉東町ホームページに上記チラシを掲載します。**

**１０．お問い合わせ**

**玉東町産業振興課　TEL　0968-85-3113**